

令和2年度荒川区清掃審議会書面会議意見等まとめ

1 開催日時

令和3年1月14日(木)から1月29日(金)

2 議事

1. 会長及び副会長の選任
2. 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画期間の延長について
3. 荒川区災害廃棄物等処理方針の改定について

3 書面会議結果

議事1. 会長及び副会長の選任について

事務局案を提示したところ、全委員より「了承」の回答を得られた。
よって、会長は崎田裕子委員、副会長は小野田弘士委員を選任する。

議事2に対する意見等の概要及び意見等に対する区の考え方・対応

No.	意見の概要	意見に関する区の考え方・対応
議事2. 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画期間の延長についての意見等<34件>		
(1) 排出抑制の促進に関すること<2件>		
1	リサイクルは新たに分別や収集運搬、再資源化処理を要する等、負荷が大きいため、リサイクルの前にリユースが重要である。	ご指摘のとおり、リサイクルの前段としてリデュース、リユースが必要であると認識している。区ではこれまで、マイバッグやマイカップ等の推進をはじめ、イベント時における家具や食器のリユースを行っており、引き続き推進していく。
2	事業者への食品ロス削減の取組みが広がっていけば良いと感じる。	食品ロス全体のうち約半数は事業者からの食品ロスであるという推計もあり、家庭だけでなく事業者の方々の協力も重要であると認識している。現在区では、区と協力して食品ロス削減に取り組む「もったいない協力店」(143店・令和3年1月末時点)の制度を推進しており、引き続き事業者の食品ロス削減に向けた取組を充実させていく。
(2) リサイクルの推進に関すること<13件>		
3	プラスチック再利用に関する新法の法案では、事業者が自ら回収することを促進する施策が含まれている。今後プラスチックの資源化を進める場合は、その流れも重視しつつ検討するとよいのではないか。	事業者の自主回収は有効な方策であり、法の内容と照らして積極的に取り入れられるよう検討していく。
4	3Rだけでなく、3R+Renewableを考える流れが強くなっている。EUの循環経済、サーキュラーエコノミーの流れは、再生資源を次の製品作りに繋げ、資源を再生可能資源として持続可能に使うことが重視されてきている。区民が回収した資源がどのように再生資源として生かされているのか、そのような情報が繋がるような流れを重視していくとよい。	国においても令和元年に発表したプラスチック資源循環戦略の中で「3R+Renewable」を基本原則とする等、国内においても持続可能な資源循環の考え方が重視されてきていると認識している。区の計画立案に当たっても、このような流れをしっかりと踏まえたうえで進めていく。

5	古紙の回収量が減っているということだが、具体的に新聞紙・段ボールについてどのような状況か。	平成21年度と令和元年度の回収量を比較すると、新聞紙は購読者の減少等により4,696tから2,310tと半減しており、古紙全体の回収量減少の主要因となっている。一方で、段ボールは通信販売の利用増等により、1,987tから2,452tと、2割ほど増加している。
6	廃食油の回収と活用について、積極的に区民へ対して働きかけるべきだと思う。	廃食油の回収は、区施設7か所で回収を行っており、回収した廃食油は、リサイクルセンターの工房で活用しているほか、バイオディーゼル等として再利用する団体に引き渡している。引き続き区民に周知するとともに、更なる活用についても検討していく。
7	プラスチックの資源化について、具体的な品目の想定はあるか。	今後、更なるプラスチック資源化検討の中で、品目等を決定していく。
8	資源の持ち去りのパトロールなどはどのように実施しているのか。	区民等からの情報提供を元に、再犯率が高い場所・時間を特定し、警察とも連携しながら、区職員によりパトロールを、実施している。
9	集団回収は行政回収に比べ多くの経費削減効果があると思うが、どの程度の効果があるのか。	年間約2億円の経費削減効果が出ていると試算している。
10	リサイクルセンターで中間処理している資源の品目は。 また、1日に入入りする車両数（品目別）、工場の稼働率は。	リサイクルセンターでは、びん、缶、ペットボトル、食品用トレイの4品目の中間処理を実施している。 1日に入入りする車両台数は、時期により変動はあるが、およそ40～50台の車両が入入りしている。1台の車両に、複数品目を積載しているため品目毎の車両台数は把握できない。 稼働率は、約6割程度である。
11	リサイクル業者に関し、区内業者、区外業者について把握しているか。	集団回収における収集運搬は、そのほとんどを区内リサイクル事業者46社で構成する「荒川区リサイクル事業協同組合」が担っている。一部のリサイクル推進団体では区外業者に委託しており、約17社が実施していることを把握している。
12	プラスチックの資源化を検討するにあたり、新たなリサイクル施設の建設を検討すべき。	今後、プラスチックの資源化を検討する中で研究していく。
13	排出物の中には紙類が多く含まれているため、紙類のリサイクルについて広く周知すべき。 また、公益財団法人古紙再生促進センターでは出前講座を行っており、リサイクルセンターや区立の学校における実施を検討してみてもどうか。	区ではこれまで、燃やすごみの中に含まれる雑がみの更なる資源化に向け、区報やホームページ、啓発用チラシ等で周知してきた。引き続き推進していく。 出前講座については、今後の啓発事業の参考とさせていただきます。
14	不燃ごみや粗大ごみの金属については資源になるという意識付けが必要である。 コロナ禍においては、イベントなども出来ないため、区報やホームページ、町会の掲示板などを活用して周知すべき。	意識付けについては、地域でのイベントにおいて、金属類のリサイクルを含め改めて周知するとともに、ご指摘の区報、ホームページ等も活用し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・排出抑制を啓発しごみ減量の推進に努める。
15	古布、食品用トレイ、雑がみ等は、リサイクルできる事を今まで以上に区民に伝える必要がある。	ご指摘の品目は、びん・缶等と比べると比較的認知度が低く、区としても、リサイクル率向上にはこれら品目の周知が重要と考えている。これまでも区報、ホームページ、イベント時の啓発等、周知に努めており、引き続き積極的に発信していく。

(3) 参画と協働体制の推進に関すること < 2件 >		
16	リサイクルセンターでの環境学習は有益な価値があると思う。 団体での研修会で見学を行いたい。	リサイクルセンターでは、区内全小学校4年生を対象に環境学習を実施しているほか、町会や団体の見学会等も受入れを行っている。新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、見学について調整させていただきたい。
17	小中学生に対しては、引き続き3R等環境問題の学習を行っていくと良い。	リサイクルセンターにおいて、区内全小学校4年生を対象に環境学習を実施している。主にごみ・リサイクルをテーマに実施しているが、環境問題等、様々なテーマを検討していく。
(4) 適正排出の推進に関すること < 4件 >		
18	粗大ごみの不法投棄が多いが、回収方法の周知や多言語での案内の更なる充実、また不法投棄させないような対策が必要ではないか。	粗大ごみの回収方法については、区報、ホームページ等において周知しているほか、多言語化したチラシ等により周知している。 また、不法投棄が頻繁に確認できる場所には、注意看板の設置や近隣住民へのポスティングなどを行っている。 引き続き粗大ごみ等について、様々な機会を捉え周知していく。
19	マンションでのごみの排出が正しく行われいない事例が多くある。対象の住民、外国の方に対して周知徹底をお願いしたい。 また、年間のごみ出しカレンダーが各世帯に配布される区もある。荒川区も地域別のごみ収集日を記した表があるが、少々分かりにくく感じるので、書式の変更をお願いしたい。	排出状況が良好でない集積所等については、状況を調査したうえで、周知チラシの投函や個別指導を行う等、改善に向け対応している。また、外国の方に対しては、分別、排出方法を示した刊行物の多言語化のほか、チラシ配付、看板設置、日本語学校における啓発など、様々な取組を行っており、引き続き改善に努める。なお、転入者等を対象とした冊子を一新し、ホームページ上で公開している。 ごみ出しカレンダーについては、ご意見として受け止めさせていただき、書式については検討していく。
20	計画の目標値に少しでも近づけるためには、ごみと資源の分別の徹底、リサイクル(資源回収)の更なる向上が求められる。	分別の徹底については、これまでも区報・ホームページ等による周知やチラシ・ポスターの配付、集積所等での指導等、様々な啓発を行ってきた。引き続き分別の徹底に向け、周知や指導を行っていく。 リサイクルの向上については、不燃ごみ・金属系粗大ごみの資源化や古布・有色トレイの資源回収品目への追加等、目標達成に向け取組を行ってきた。今後も、更なるプラスチックの資源化に向けた検討も含め、リサイクルを推進していく。
21	区民に対してごみの出し方等のルールを守るよう指導すると同時に、事業者へのルール徹底についても指導したらどうか。	一定規模の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の発生抑制及び再利用・資源化の推進、適正処理の確保を目的として、立入調査を実施し指導している。また、各事業所の廃棄物管理責任者を対象に講習会を実施している。 引き続き事業者への指導に努めていく。

(5) その他清掃・リサイクル事業に関すること < 9件 >		
22	ごみ収集については、感染症拡大を踏まえ非接触の仕組みが求められていく。	今後ますます顕在化し、検討していくべき重要な課題と認識している。国や都にも問題提起をするとともに、23区で連携して、対応を検討していく。
23	高齢化により、家庭からの感染性廃棄物の排出が増加していくことが想定される。	
24	古布をはじめ、資源として回収しても、リサイクルへの出口がない問題が出てきている。	
25	リチウムイオン電池の発火問題については、ますます深刻になってきている。	
26	新型コロナウイルスの影響によりごみ量が増えているというが、計画にも影響するのではないか。	新型コロナウイルスの影響により一時的に増加した時期もあったが、年間を通してどうなるのか注視している。ご指摘のとおり、今後実施予定の調査及び計画策定に当たっても、新型コロナウイルスの影響について留意する必要があると認識している。
27	新型コロナウイルスの影響により、巣ごもり需要の増加が指摘されているが、ごみの排出量には特に変化がないように見えるが、各指標について変化はあるのか。	
28	拡大生産者責任が重要であり、さらに推進していくべき。	毎年、国等に対して要望しており、引き続き全国都市清掃会議などを通じ他の自治体と連携して要望していく。
29	一般廃棄物処理基本計画の延長については、菅内閣が打ち出した、脱炭素宣言の影響も考慮して次期計画の改定にあたって方が良いのではないか。	改定に当たっては、ご指摘を踏まえて検討していく。
30	未曾有のコロナ禍において、清掃事業に携わる職員は大変だと感じる。十分な感染対策を行い引き続き計画の目標に近づけるようお願いしたい。	収集職員は感染対策を徹底し、日々の業務を遂行している。引き続き十分な感染対策をして収集業務を行っていく。
(6) 一般廃棄物処理基本計画の計画期間の延長に関すること < 4件 >		
31	新型コロナウイルスの影響を考えると、計画期間の延長はやむを得ないと思う。 (同様の意見他3件有り)	令和3年度に排出原単位等実態調査を行い、計画策定のための基礎データを得たうえで、改定に向けた検討を行っていく。

議事3に対する意見等の概要及び意見等に対する区の考え方・対応

No.	意見の概要	意見に関する区の考え方・対応
議事3 . 荒川区災害廃棄物等処理方針の改定についての意見等 < 22件 >		
(1) 区民等への周知に関すること < 5件 >		
1	東日本大震災発生後、被災地の河川敷などに分別されていないごみが大量に出されてしまっていた。事前の周知が重要であり、処理を迅速に進めるためにも、平時からミニ講座等で、本方針の内容を区民を周知すること。	ご指摘のとおり、平常時における継続的な周知、啓発が重要であり、今後も区報、ホームページなど様々な媒体を活用して定期的な周知を図っていく。
2	コロナ禍において、廃棄物を手元に置いておきたくないため、処理施設への自家用車での搬入が原因で渋滞を引き起こしている。災害時に同様な状況の想定が必要である。	
3	区民への啓発は1回ではなく、繰り返し行う必要がある。	
4	災害廃棄物等処理方針について、必要で大事な内容だと思った。 災害が起きた時、迅速な対応が求められる。仮置場やし尿の処理方法など、どのようにして区民へ周知していくのか。	

5	災害はいつ発生するか予測が難しいが、区の防災計画の重要な方針として今後の備えをするとともに継続実施していただきたい。	社会情勢や、災害対応の知見の共有等に基づき、適宜見直しを進め実効性を高めていく。
(2) 仮置場等災害廃棄物の保管に関すること < 11件 >		
6	ごみ収集に限らず、災害時の人手不足解消方法として、曜日ごとに区と委託業者等主体を分けることが挙げられる。公園管理などはこのような運用を図っている場合もある。	ご意見を参考に、提供するサービスの平準化を確保しつつ、適切な委託化により人手不足の解消を図るよう検討する。
7	南千住浄水場跡地へのがれき搬入可能量はどのくらいか。	がれき等の搬入に関しては今後検討を要するが、動線等を考慮すると、場内の車両通路部分が半分を占めると想定している。
8	荒川河川敷にがれきを搬入できないか。	区から国や都へ要望書を提出しており、引き続き搬入場所の確保に努める。
9	地震災害のがれき発生予測量を搬入できる土地はあるか。	家庭からのごみについては、1週間程度の自宅保管を呼びかけつつ、家具等の片付けごみ等については、分別を徹底した上で仮置場を活用し、不足する場合は公共施設のオープンスペースも活用するなど、更に検討を進める。
10	災害発生時、面積が小さい荒川区では仮置場が不足する場合はどう対応するのか。	
11	区の状況に応じて災害廃棄物の仮置場候補地の見直しを図っていく必要がある。	
12	タワーマンションなどにおいても災害時は、ごみ保管庫が満杯となり使用できない場合は、区はどう対応するのか。	具体的には各戸専有部分等に一時的な保管を呼びかけるなどでの対応が想定されるが、そうした状況も含め、管理組合等での検討につながるよう周知を図っていく。
13	清掃一部事務組合の職員数及び荒川区の清掃事業に携わる職員は何人いるのか。また、雇上会社の職員は何人いるのか。	清掃一部事務組合の職員は、1,150人である。うち、本庁勤務が294人、清掃工場勤務が856人である。荒川区の清掃リサイクル推進課職員は、90人である。(令和2年4月時点)雇上会社については、今年度12社、39人、38台の供給を受けている。
14	仮置場に災害廃棄物を搬入する自家用車に対しては、事前の分別を徹底するように指導する権限を職員に持たせる必要がある。	災害時の職員の役割や権限付与等について、更に検討を進める。
15	災害廃棄物等の処理には、被災者の安全確保を第一に考える必要がある。	搬入については、仮置場内の配置を示す等、安全確保に努めつつ、場内のレイアウト等の情報提供に努める。
16	仮置場について、廃棄物を搬入する車両と出ていく車両で混雑しないよう、仮置場への出入口を別にし、一方通行にする必要がある。また、支援物資等の受入場所及び配布場所においても混雑を避けるため出入口を別にし、一方通行にする必要がある。	

(3) し尿の処理に関すること <3件>		
17	災害廃棄物のし尿について、区の取組は充分であるか。	災害時にし尿を適切に処理できるよう、毎年し尿受入れ訓練を防災課、東京都下水道局及び東京消防庁と連携して実施している。本訓練や災害対策本部訓練を実施して抽出された課題等は関係者間で情報共有し、し尿処理の取組と体制整備の強化に努めていく。
18	災害時の廃棄物で、区民が処理することが難しいと思われるものに「し尿」が考えられる。平常時の今こそ、区として処理方法について区民に対し発信すべき。	平常時での携帯トイレの備蓄と災害時での使用済み携帯トイレの分別については、区報やホームページ、広報冊子等で周知している。災害時におけるし尿の適切な排出方法等についても、引き続き区民等へ周知を図っていく。
19	し尿の処理方法によっては、感染症などの二次災害につながるのではないか。	災害時での使用済み携帯トイレは、他の可燃ごみと分別して排出するよう区民等へ周知するとともに、避難所での保管やトイレの衛生確保等の徹底を強化する。
(4) その他災害廃棄物の収集に関すること <3件>		
20	欧州では感染症が流行した際、収集従事者がごみに触れることを禁止したことにより、道路上に置かれたごみが入ったボックスを、収集車両に装着されたアームにより車両側の荷箱に投入している。日本の都市部では同じ仕組みは難しいと思うが、地方では車台を共通化し、昼間はバス、夜間は収集車のような上屋部分を交換できる車両開発を提案しているところもある。	ごみに直接触れない、袋をしぼる等の捨て方をホームページ等で周知し、区民・収集作業員双方へ感染防止について周知している。引き続き感染防止については周知を図り、感染防止に努めていく。 収集車両の共通化については、今後研究を進めていく。
21	マンションでは長周期振動により破損した家具の排出が難しくなるが、区の取組は。	災害時は、衛生上留意が必要な生ごみ等、優先度が高いものから収集していく。マンションにおける破損家具の排出等も含め、管理組合等での検討につながるよう周知を図っていく。
22	道路交通網が使用できない場合、河川に「はしけ」を浮かべて廃棄物を運び出す取組を検討すべき。	災害発生後の河川の状態を確認するとともに、救助用船舶等の航行を優先するため、現段階では道路を活用する運搬を想定しているが、ご意見についても、あらゆる可能性を検討する際の参考とさせていただきます。

議事 4 に対する意見等の概要及び意見等に対する区の考え方・対応

No.	意見の概要	意見に関する区の考え方・対応
議事 4 . その他 <1件>		
1	コロナ禍での書面会議は仕方ないが、新しい課題を審議するには、通常の会議の方が良かった。	緊急事態宣言が発令されたこともあり、感染拡大防止を図るため書面会議とさせていただいた。 引き続き、区の清掃・リサイクル事業についてお力添えをいただきたい。